

広島県告示第九百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十三年十月十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年十月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道三七五号	三次市作木町香淀字唐香一四五一番一地从先から三次市作木町香淀字唐香一四二二番一地从先まで	平成二十三年一月三日